

茨城県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 茨城県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄に掲げる区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
コ イ ル (自動車用の小型 直流モーターのフ ィールドコイルに 限る。)	外装テープ巻(布テープを2分の1 掛けすることをいう。)	内径が41.5ミリメ ートル以上49.5ミ リメートル以下の もの	1個につき 8円39銭
リ ー ド 線 又 は シ ー ル ド 線	端子加工(リード線又はシールド線 の端子をハウジング(カプラー又は コネクター)に差し込むことをい う。)		1ピンにつき 40銭
プ リ ン ト 基 板	手作業によるコンデンサー、ダイオ ード等のリード線のフォーミング加 工(ただし、曲げ線の長さ、角度を 指定して行うものに限る。)	リード線が2本の もの	1個につき 48銭
	コンデンサー、ダイオード等のリー ド線の基板への差し込み		1個につき 55銭

4 効力発生の日 平成16年4月1日